

令和 7 年度

平野工場排水貯槽等清掃業務委託
仕 様 書

履行期限	令和 8 年 3 月 3 1 日
------	------------------

大阪広域環境施設組合

委 託 概 要

- | | |
|-----------------------|---|
| 1. 業務名称 | 令和7年度 平野工場排水貯槽等清掃業務委託 |
| 2. 業務場所
及び
事業担当 | 大阪市平野区瓜破南 1-3-14
大阪広域環境施設組合 平野工場 |
| 3. 業務概要 | 本清掃業務については、上記工場の排水貯槽等の清掃業務を行う。 |
| 4. 業務仕様 | 別紙「業務仕様」及び「標準仕様書」に基づいて作業する。 |
| 5. 特記事項 | 本業務に関する法令、条例および規則等を遵守し、諸官公署の手続きが必要な場合は、遅滞なく受注者の費用で行うものとする。また、応札に当たっては本仕様を十分に検討し、疑義ある場合は質問期間内に公告文に記載の方法によりよく質し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。なお、契約後における仕様書の疑義は、本組合の解釈によるものとする。 |

業 務 仕 様

各排水貯槽等清掃作業は、迅速かつ入念に実施し、作業にあたっては関係法令等を遵守し実施すること。

1. 受注者は、契約後速やかに業務責任者を定め、直ちに事前調査にあたること。

2. 事前調査及び本組合との打ち合わせ

事前調査を十分に行い、機材・要員・工程等を検討し、作業の円滑化を図り作業用車両等の配置及び駐車、その他施設の利用等について本組合担当者と十分な打合せを行い、事故防止を図ること。また、工程については本組合担当者が指示する日程及び順序を遵守すること。

本業務に必要な電気並びに水等は無償にて支給する。なお、各排水貯槽等清掃前の状態については、満水の状態ではなく、可能な限り当工場が設備ポンプ及び水中ポンプ等で水抜きを実施して引き渡すものとする。また、隣接する槽からの流れ込みを防止する措置についても可能な限り当工場が行う。

3. 作業準備

機材を搬入し、その準備を行うこと。本業務において必要となる機材については、すべて受注者において用意すること。なお、機材搬入及び作業員の移動手段として当工場の荷物用エレベータを使用することができる。

4. 各排水貯槽内清掃作業時の安全対策について

各排水貯槽内清掃作業時には労働基準法、労働安全衛生法、その他関係法令を遵守し安全作業に努めること。なお、本清掃範囲の各排水貯槽等は酸素欠乏危険場所であるため、作業に必要な資格を有する者を責任者に置き、酸素濃度測定、硫化水素測定などを実施し、記録するとともに、換気を十分に行い、事故防止に努めること。

5. 清掃場所

1) プラント排水貯槽（RC 打+ライニング）

①入槽箇所：地下 2 階（Φ650mm マンホール 2 箇所）

②有効容量：360 m³

③槽底：1FL－14m

2) 灰汚水槽（RC 打+ライニング）

①入槽箇所：地下 3 階（Φ600mm マンホール 1 箇所）

②有効容量：163 m³

③槽底：1FL－29m

6. 各排水貯槽配置場所

別紙図面のとおり

7. 清掃業務実施日

清掃業務実施日は令和8年2月21日～22日の2日間を予定しており、灰汚水槽は令和8年2月21日に作業を1日で完了させ、プラント排水貯槽清掃は令和8年2月22日に作業を1日で完了させること。詳細については本組合担当者の指示に従うものとする。実施日については、当組合の都合により変更する場合がある。

8. 各排水貯槽等清掃作業方法

作業場所は、作業車両置場(1FL)から槽底部まで最大約30m下の水槽を清掃するため、作業時間及び設備規模に見合った作業車両（吸引風力60m³/min以上のバキューム車）・設備・道具を準備すること。槽内（壁面を含む）及び付属品（各排水貯槽ポンプ配管等）に付着しているスケールについてはスクレーパー、ブラシ等を用いて除去し高圧洗浄水等で清掃すること。汚泥等についてはバキューム車で吸引除去し、入念に清掃を行うこと。なお、回収した汚泥については、当工場内のごみピットに排出すること。

9. 報告書及び作業記録写真

受注者は業務内容、酸素及び硫化水素濃度の測定記録及び清掃作業の進行状況の写真（作業前3方向・中3方向・後3方向）をまとめて、報告書を1部提出すること。

なお、標準仕様書【1-12 業務委託報告書】の項目に記述されている「試運転結果」は除くものとする。

10. 契約後の提出書類

受注者は契約後、大阪広域環境施設組合業務委託提出書類一覧様式【経常型・単価契約・長期継続契約】にて定める書類を提出すること。様式については、本組合担当者又は大阪広域環境施設組合ホームページから入手すること。

ホームページアドレス <https://www.osaka-env-paa.jp/nyusatsu/yoshiki/itaku.html>

（大阪広域環境施設組合ホームページ ⇒ ホーム ⇒ 入札契約情報 ⇒ 提出書類一覧・様式 ⇒ 業務委託提出書類一覧様式【経常型・単価契約・長期継続契約】）

標準仕様書

第1章 総則 一般

1-1 適用範囲

- (1) 本標準仕様書（以下「仕様書」という。）は、大阪広域環境施設組合（以下「本組合」という。）が、委託により実施する本組合所轄の設備等の維持管理に係る各種の業務委託に適用する。
- (2) 本仕様書は標準業務委託の仕様書であり、本仕様書に定めのない事項は、別に定める仕様書（以下「特記仕様書」という。）に従う。
- (3) 特記仕様書に記載された事項は、本仕様書に優先する。

1-2 提出書類

本組合に提出する書類は、「大阪広域環境施設組合業務委託提出書類一覧表（以下、「提出書類一覧表」という。）」によるほか、監督職員の指示するものとし、提出時期に従って遅滞なく提出し、監督職員の承諾を得なければならない。なお、部数については変更することがある。

1-3 業務責任者等

受注者は、業務責任者のほか、諸法規等に定める各種の責任者又は技術者等を定め、履行中その者を所定の業務に従事させなければならない。

1-4 業務責任者等の証明について

- (1) 本業務委託において、業務責任者については、直接的な雇用関係にある自社社員でなければならない。
- (2) 上記を確認するため、「提出書類一覧表」に記載の「受注者に所属することを証する書類」届出書（当初・変更）」に、公的に雇用関係を証するものの写しを添付し、期限内に提出する。

（公的書類例）

- ・ 健康保険被保険者証（所属会社の判るもの）
- ・ 標準報酬決定通知書
- ・ 雇用保険における被保険者証
- ・ 雇用保険における被保険者通知書（事業主通知用）
- ・ 市町村発行特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）
- ・ その他、公的書類で雇用が確認できる書類

- (3) 雇用が確認できない場合及び疑義がある場合は、契約解除、指名停止等の措置を行うものとする。

1-5 関係法規等の遵守

受注者は、業務履行にあたり、労働基準法、労働安全衛生法、消防法、電気事業法その他関係法規を遵守する。

1-6 官公署等への手続

受注者は、業務履行にあたり、必要な関係官公署その他に対する諸手続を、遅滞なく処理する。

1-7 作業時間

- (1) 本業務の作業時間は、本組合の就業規則により定められた就労時間を原則とする。

- (2) 休日又は前項に定める時間以外に作業を行う必要がある場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

1-8 事故防止

- (1) 受注者は、本業務にかかる一切の事故を未然に防止するため、有効かつ適切な事故防止対策を講じる。
- (2) 万一、不測の事態により事故が発生した場合は、直ちに応急措置を講じるとともに、関係先及び監督職員に連絡し、その指示を受ける。

1-9 現場管理

- (1) 受注者は、業務作業中、必要な専門技術者を現場に派遣して、業務の指揮監督にあたる。
- (2) 受注者は、業務に従事する作業員等を指揮監督し、事故防止及び整理整頓について注意する。

1-10 損害賠償

- (1) 業務の不完全、作業の不注意あるいは保安施設の不備等によって生じた損害は、すべて受注者の負担と責任において損害賠償を行う。
- (2) 業務作業によって第三者に危害を及ぼし又は損害を与えたときは、原則として受注者が処理解決にあたる。

1-11 業務委託写真

受注者は、業務写真帳を作成し提出する。なお、写真撮影箇所は、監督職員が指示する。

1-12 業務委託報告書

受注者は、業務内容、測定記録、試運転結果並びに考察を業務委託報告書としてとりまとめ、監督職員に提出する。

1-13 検査

業務が完了したときは、改めて本組合関係者及び受注者立会いのうえ、完了検査を行う。

第2章 現 場 作 業 一 般 事 項

2-1 機器の運転、停止等

設備機器の運転、停止操作は、原則として本組合が行うか又は監督職員の承諾を得て受注者が行う。

2-2 機器等の損傷

作業中に設備機器、構造物等を損傷(塗装を含む)した場合は、監督職員の指示するとおり受注者の責任で復旧又は新品と取替える。

2-3 電力、水道水等

作業に必要な電気、上水、工水は、指定する場所から本組合が支給する。ただし、必要な仮設材料等は、受注者の負担とする。

なお、作業用電気を使用するにあたり下記事項を遵守しなければならない。

- (1) 受注者は、作業内容、工程、作業の保安等について、当該施設の電気主任技術者又は、その代行者と打合わせのうえ承諾を得るとともに、安全確認を行う。
- (2) 作業用電気は、指定する最寄差込コンセントより取出し、漏電遮断器付作業用コードリール等を中継して使用する。
- (3) 電気を直接電灯分電盤や動力配電盤から取出す必要のあるときは、漏電遮断器付きの仮設配電盤を設置し、使用機器類等と中継する。電気の取出し又は取り外しは電気工事士の資格を有する者が行う。
また、作業用電気に係る盤の安全管理は受注者が行う。
- (4) 使用機器類(移動用電動工具を含む)は、受注者が事前に安全を確認したものを使用することとし、必ずD種接地(アース)を施す。

2-4 あと片付け等

作業準備、あと片付け、清掃等は、すべて受注者の負担とする。

2-5 その他

作業の細部に関しては、監督職員と協議のうえ実施する。

第3章 安 全 管 理

3-1 一般事項

本業務の履行にかかる安全管理については、関係法規及び監督官庁の指示を遵守する。

3-2 安全管理

安全管理に関しては次の事項に留意し、監督職員の指示するものは書類で提出する。

- (1) 連絡体制
- (2) 資格を必要とする作業
 - ア 酸素欠乏等危険場所での作業（酸素欠乏症等指定箇所作業計画書及び測定記録を提出）
 - イ クレーン（玉掛けを含む）作業
 - ウ 溶接作業
 - エ 足場組立作業
 - オ その他、特記仕様書に記載されている資格を必要とする作業
- (3) 作業場所の区分
 - ア 維持管理範囲と輻湊する場所
 - イ 維持管理用通路の確保
 - ウ 資材置場
- (4) 危険作業における安全措置
 - ア 高所作業
 - イ 上下作業
 - ウ 電気事故防止
 - エ 安全標識
 - オ 保護具の着用
- (5) 仮設作業における安全措置
 - ア 作業用足場
 - イ 仮設配線、配管
 - ウ トラック、クレーン等
- (6) 防火管理、喫煙場所の指定
- (7) 交通安全

コンプライアンスに係る特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者及び受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成27年条例第5号)(以下「条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、本契約について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(大阪広域環境施設組合総務部総務課)へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第11条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(大阪広域環境施設組合総務部総務課)へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

(不当要求の取扱い)

第6条 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者(大阪広域環境施設組合総務部総務課)に報告しなければならない。

※大阪広域環境施設組合総務部総務課
(連絡先：06-6630-3185)

(発注者：大阪広域環境施設組合 受注者：請負者又は受託者)

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱（平成 26 年制定。以下「要綱」という。）第 2 条第 4 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 5 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、要綱第 2 条第 8 号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から要綱第 13 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本組合監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本組合に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、大阪広域環境施設組合競争入札参加停止措置要綱による公表及び停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本組合が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

【 再委託に係る特記仕様書 】

1 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

4 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

5 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪広域環境施設組合競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪広域環境施設組合競争入札参加停止措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

大阪広域環境施設組合業務委託提出書類一覧表【共通指定様式】

【経常型（契約の目的が行為の給付であるもの）・単価契約・長期継続契約】 (令和6年4月1日 改正)

番号	書 類 名	提出 部数	提 出 期 限	摘 要	様 式
1	業務着手通知書	1	契約締結後遅滞なく		様式-1
2	業務工程表	1	契約締結後14日以内	業務委託契約書第4条第1項による。	様式-2
3	業務責任者通知書	1	契約締結後遅滞なく	業務委託契約書第19条第1項による。	様式-3
4	業務責任者変更通知書	1	変更後遅滞なく	業務委託契約書第19条第1項による。 変更が生じた場合に、変更理由を記入のうえ提出する。	様式-4
5	業務責任者経歴書 (当初・変更)	1	様式-3 及び様式-4 提出時	仕様書に定めがある場合に提出する。 該当する本人が記入のうえ提出する。 変更の場合は、変更後遅滞なく。	様式-5
6	「受注者に所属することを証する書面」届出書 (当初・変更)	1	様式-3 及び様式-4 提出時	健康保険被保険者証、住民税特別徴収税額通知書等により雇用関係が確認できるものの写しを添付する。 変更の場合は、変更後遅滞なく。	様式-13
7	職務分担表	1	契約締結後遅滞なく	仕様書に定めがある場合に提出する。	様式-14
8	内訳明細書	1	監督職員の指示による	仕様書に定めがある場合又は監督職員より指示がある場合 ※監督職員が指定する様式により作成	※
9	再委託承諾申請書	1	業務の一部を再委託させようとするとき	【共通】 業務委託契約書第16条第2項による。	様式-16
10	再委託業者通知書	1	再委託業者契約締結後遅滞なく	【共通】 業務委託契約書第16条第3項による。	様式-17
11	業務計画書	1	契約締結後15日以内	業務計画書の記載内容については、事前に監督員と協議し、承諾を得ること。打合せ時に要する部数を別途用意すること。	様式-18
12	業務打合せ書	1	打合せの都度	業務委託契約書第3条による。 発注者と受託者の間で指示等及び協議の内容をとりかわす書面。	様式-19
13	貸与品借用書	1	引渡日から7日以内	業務委託契約書第22条第2項による。	様式-22
14	貸与品返納書	1	貸与品返納日	業務委託契約書第22条第4項による。	様式-23
15	事故報告書	1	事故発生後速やかに	業務委託契約書第5条第1項による。 業務履行中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、事故報告書を提出する。	様式-24
16	履行期間延長請求書	1	延長の必要が生じた場合。ただし、完成期限14日以前	業務委託契約書第28条による。	様式-25
17	部分払(第 回中間)検査願	1	出来高基準年月日以降 (検査希望日の10日前)	業務委託契約書第39条第1項に基づき検査を希望する場合。	様式-29
18	業務完了通知書	1	業務完了の日	業務委託契約書第36条第1項による。	様式-31
19	業務成果引渡書	1	引渡しの日	業務委託契約書第36条第4項に基づき引渡しを行うとき。(※検査合格日)	様式-32
20	業務委託検査指示事項 処置確認書	1	処置完了後速やかに	検査で処置等の指示を受けた場合に作成し提出する	様式-34
21	請求書	1	検査合格後速やかに	業務委託契約書第38条第1項及び第39条第5項に基づき請求する場合。	様式-35

◎提出期限については、特記仕様書等に定めがある場合を除き、土曜日・日曜日・祝日を含む。

令和7年度 平野工場排水貯槽等清掃業務委託

明 細 書

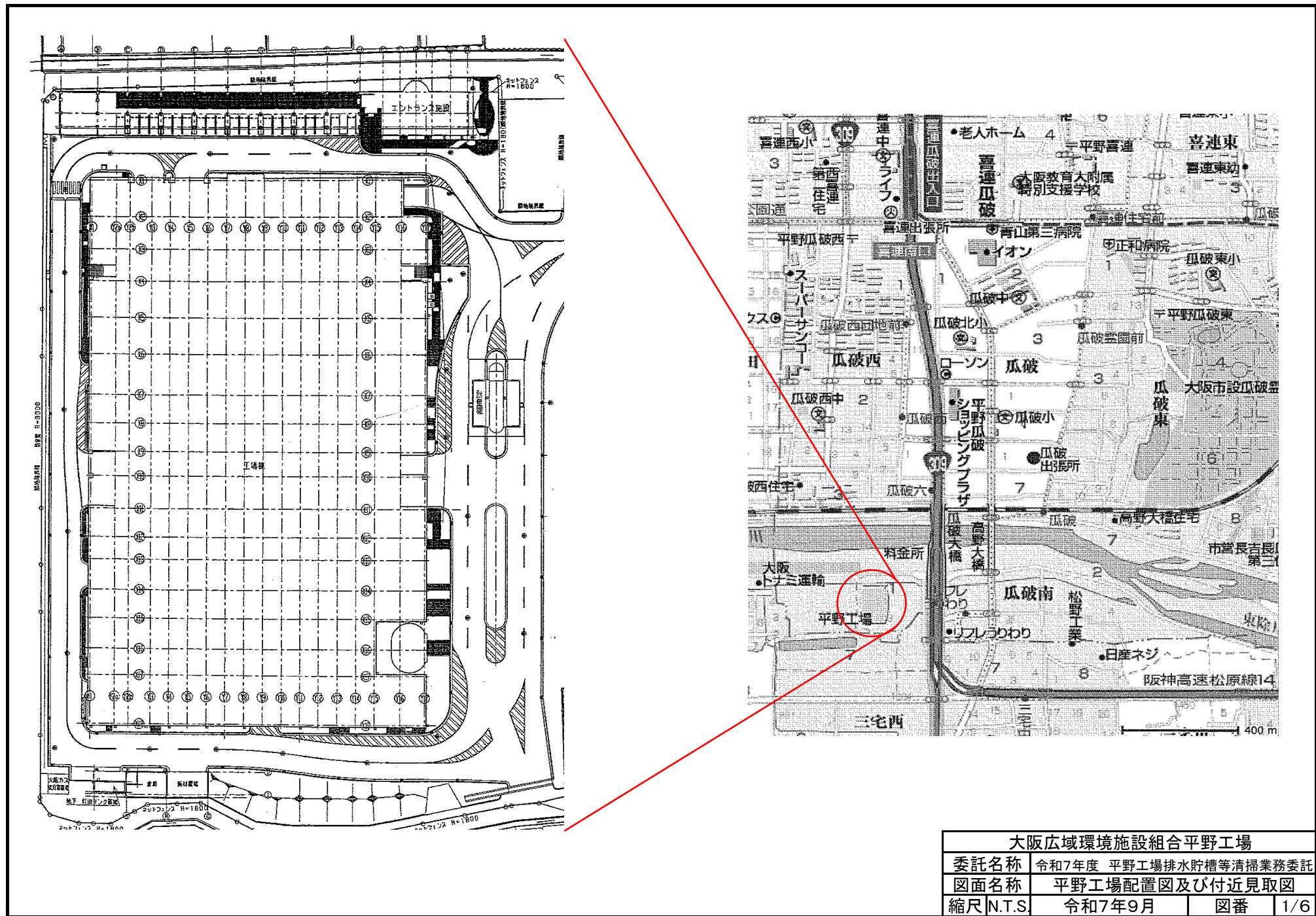
委 託 費 総 額

委 託 価 格

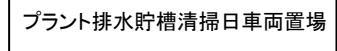
消 費 税 及 び
地 方 消 費 税 額

令和7年度 平野工場排水貯槽等清掃業務委託内訳書

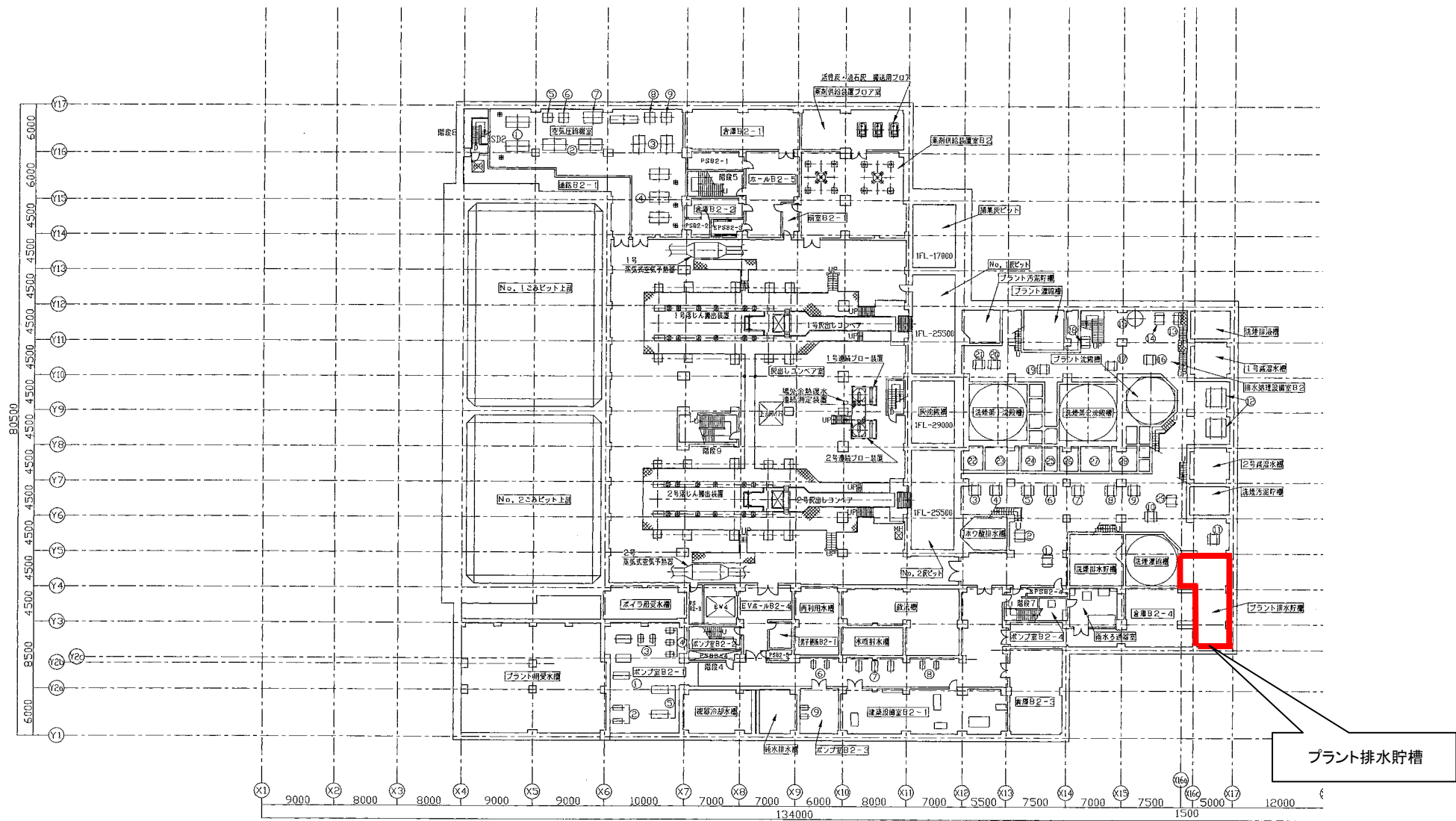
	名称	数量	単位	単価	合価	備考
1	プラント排水貯槽清掃					
	灰汚泥吸引・運搬作業	1	式	-		
	汚泥清掃作業	1	式	-		
2	灰汚水槽清掃					
	灰汚泥吸引・運搬作業	1	式	-		
	汚泥清掃作業	1	式	-		
3	諸経費	1	式	-		作業車・資材準備費含む
委 託 価 格						
消費税及び 地方消費税額						
委 託 費 総 額						



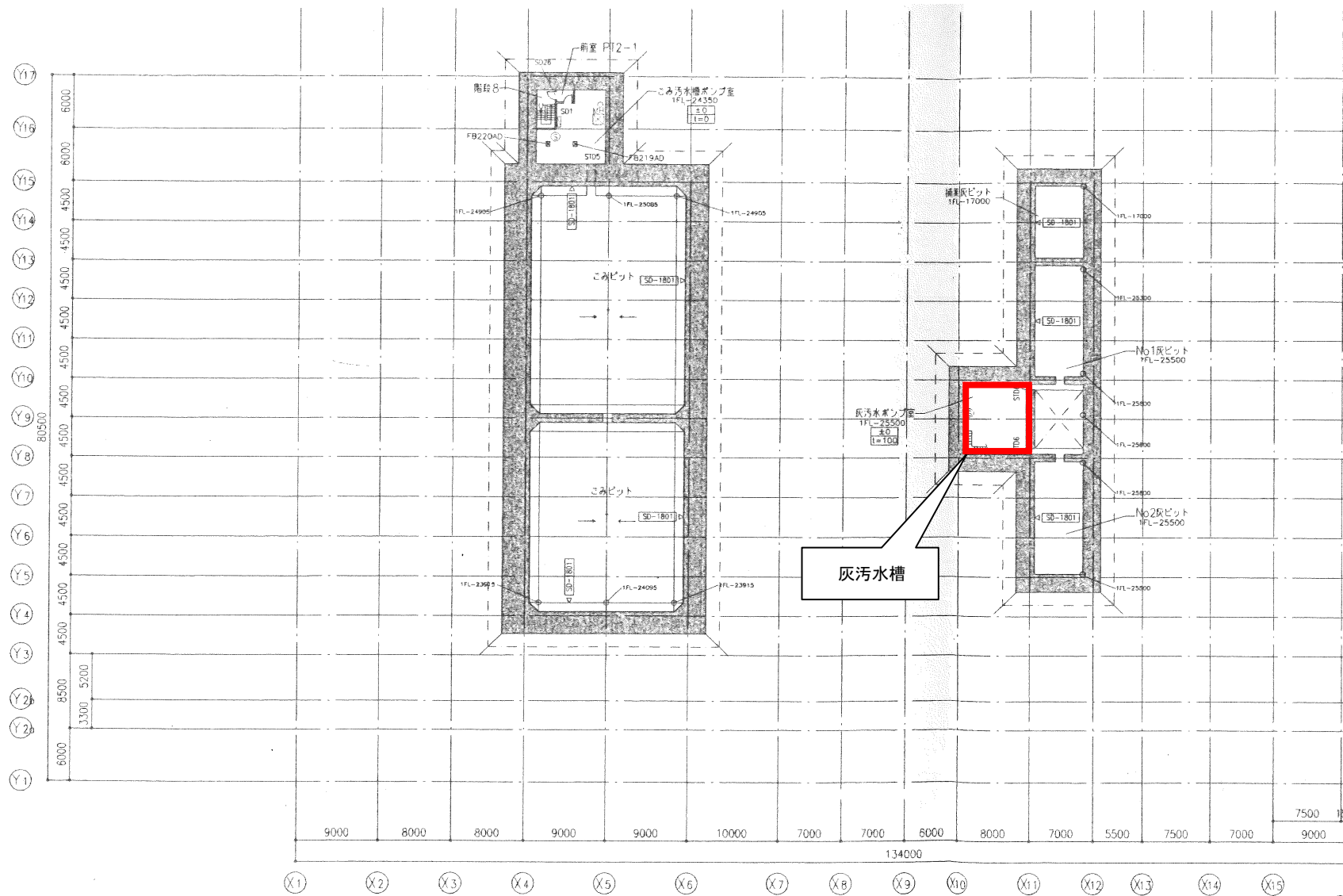
大阪広域環境施設組合平野工場			
委託名称	令和7年度 平野工場排水貯槽等清掃業務委託		
図面名称	平野工場配置図及び付近見取図		
縮尺	N.T.S.	令和7年9月	図番 1/6



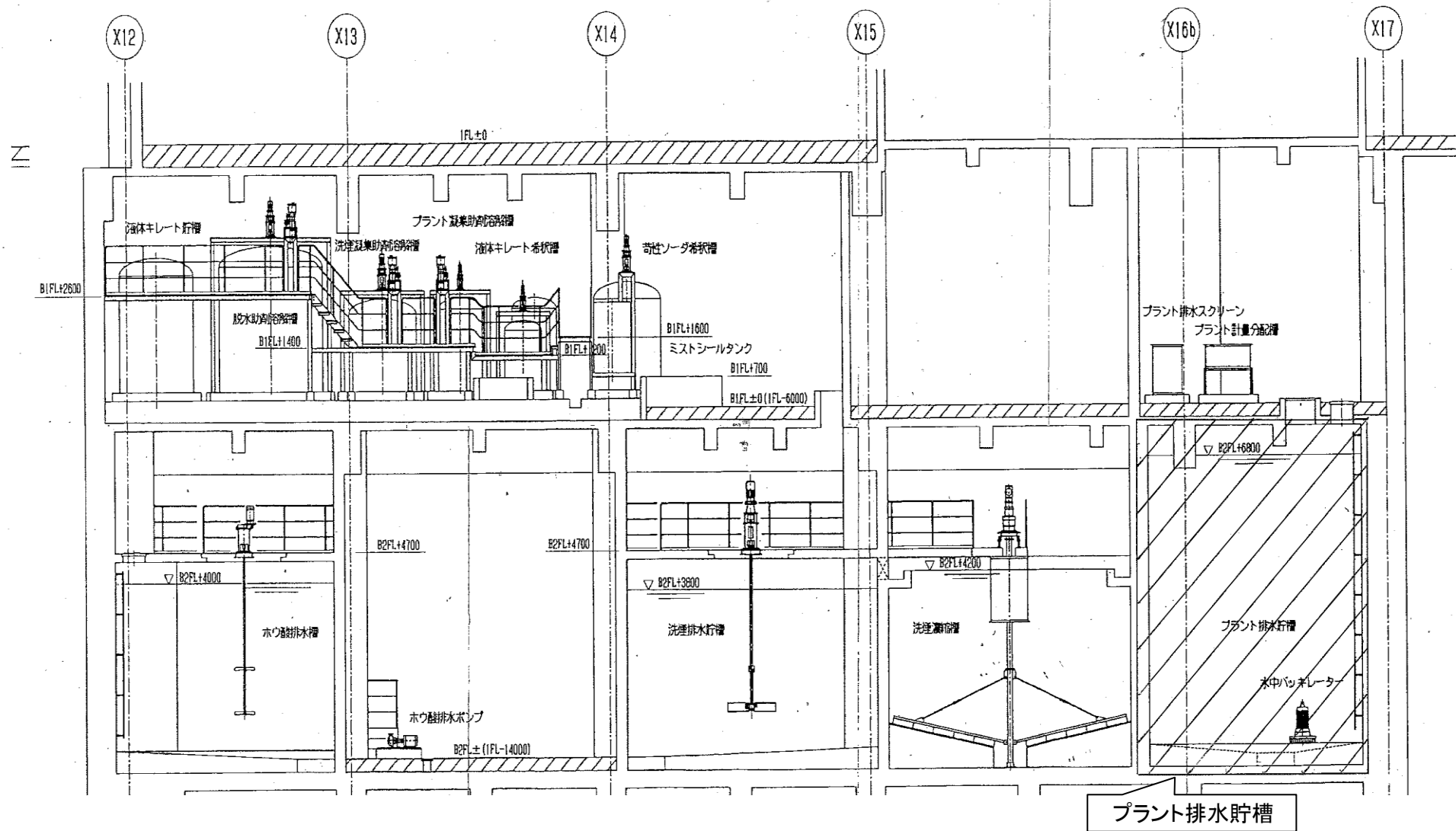
大阪広域環境施設組合平野工場			
委託名称	令和7年度 平野工場排水貯槽等清掃業務委託		
図面名称	平野工場1階平面図		
縮尺	N.T.S.	令和7年9月	図番 2/6



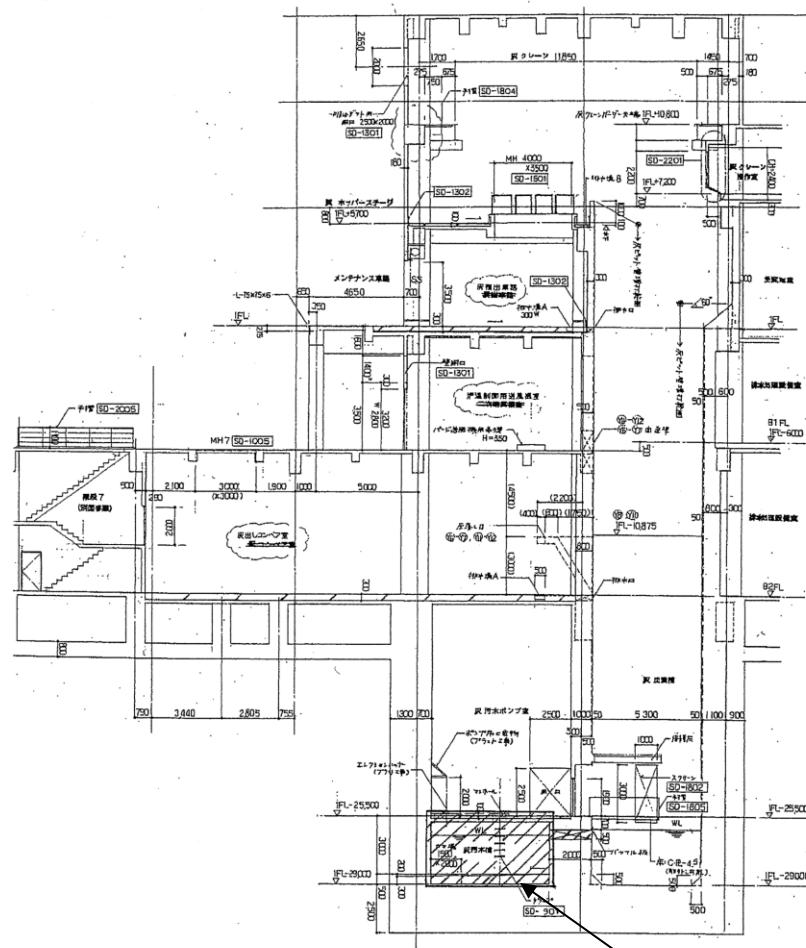
大阪広域環境施設組合平野工場			
委託名称	令和7年度 平野工場排水貯槽等清掃業務委託		
図面名称	平野工場地下2階平面図		
縮尺	N.T.S.	令和7年9月	図番 3/6



大阪広域環境施設組合平野工場			
委託名称	令和7年度 平野工場排水貯槽等清掃業務委託		
図面名称	平野工場地下3階平面図		
縮尺	N.T.S.	令和7年9月	図番 4/6

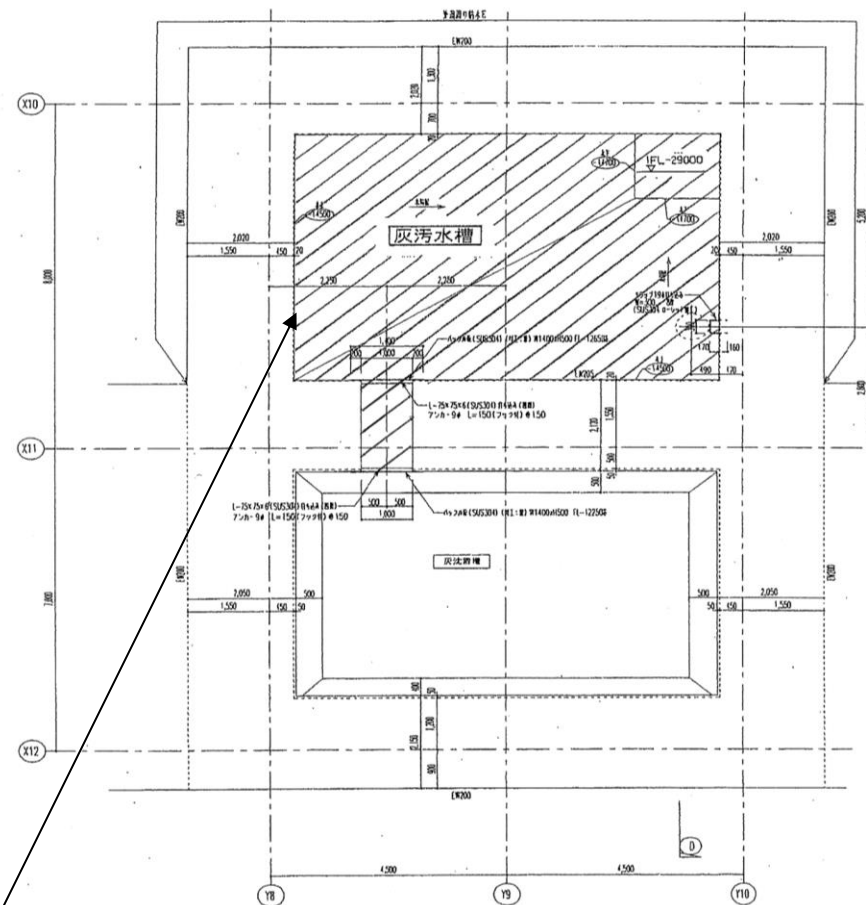


大阪広域環境施設組合平野工場			
委託名称	令和7年度 平野工場排水貯槽等清掃業務委託		
図面名称	プラント排水貯槽断面図		
縮尺	N.T.S	令和7年9月	図番 5/6



断面図

灰汚水槽



平面図

大阪広域環境施設組合平野工場			
委託名称	令和7年度 平野工場排水貯槽等清掃業務委託		
図面名称	灰汚水槽断面図及び平面図		
縮尺	N.T.S	令和7年9月	図番 6/6